

あすてらす「満天の湯」東側浴場 タイル貼り替え工事のため一時休業中です

問 健康課総務係 ☎72-6666内線123



現在、あすてらす内「満天の湯」東側浴場（和風露天風呂「天の川」側）のタイル貼り替え工事を行っています。このため、浴場は西側浴場と家族風呂のみの利用となります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

工事期間 2月末まで（予定）

場所 あすてらす「満天の湯」東側浴場

※期間中、西側浴場のみの利用となるため、男女どちらか一方のみの利用となります

◆奇数日…女湯 ◆偶数日…男湯

家族風呂は通常通り利用できます。

平成30年4月受付分から 各医療証の療養費払いの支払日を変更します

手続 問 国保年金課医療・年金係（本館1階⑥窓口）☎72-2111内線422、423

市は、「子ども医療証」「重度障害者医療証」「ひとり親家庭等医療証」対象者で、

- ①県外で受診した場合
- ②医療証を忘れた場合
- ③他公費医療が優先されて適用されなかった場合
- ④中学生が入院した場合は、

後日領収書などを窓口申請いただくことで医療費の助成を行っています。

平成28年10月診療分からの子ども医療の制度拡充により申請件数が増加したことから、領収書による療養費払いの支払日を下記のとおり変更します。皆様のご理解とご協力をお願いします。ご不明な点はお問い合わせください。

支払日

3月受付分まで（現行） → 4月受付分から（新）

第 **3** 木曜日

第 **4** 木曜日

●療養費払い（償還払い）の方法

申請期限 診療日から5年間

申請に必要なもの

- ・領収証
- ・医療証（中学生は医療証なし）
- ・健康保険証
- ・振込口座がわかる通帳など
- ・印鑑（認印で可）
- ・高額療養費振込通知書など



※金額や加入している保険の種類によって別途書類が必要な場合があります

※税の医療費控除のためにすでに使用したものは対象外となります

※税の医療費控除のために領収書を使用する場合は、申請により市役所から戻ってくる医療費助成金額を差し引いて申告してください

農業委員を募集します

申問 農業委員会事務局 ☎72-2111 内線632 (南別館 2 階) 〒838-0198 小郡市小郡255-1

農業委員はこれまで、選挙制と農業団体や議会からの推薦者を市長が選任する方法でしたが、法律の改正により、今後は、推薦された人または応募者の中から、市長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。これに伴い、農業委員を募集します。

※法律により、農業委員会は、原則過半数が認定農業者であることなどが求められています

応募資格 次の全ての要件に該当する人

- ①農業に関する識見(正しい判断や意見)を持つ人
- ②農地などの利用最適化の推進に関すること、その他の農業委員会が管轄することに関し、その職務を適切に行うことができる人

募集人数 23人

任期 平成30年7月15日～平成33年7月14日

活動内容

- ・毎月1回開催する農業委員会で、農地の権利移転、農地転用(農地を住宅や資材置場など農地以外の用途で使うこと)などについて審議し、法律に基づいて、許可や承認を決定します
- ・農業委員会の前月に、議案の事前審査を地区(小郡、三国、立石、御原、味坂)ごとに行います
- ・担当地区で、農地のあっせんなど、農地利用の最適化を推進します

報酬 会長 年額 501,000円、会長代理 年額 390,000円、委員 年額 373,000円

※会長と会長代理は、農業委員の互選により決定します

応募方法 次の3通りの応募方法があります。

- A. 農業者(10アール以上耕作している人)からの推薦※3人以上の推薦が必要
- I. 農業団体(農事組合法人など)からの推薦
- U. 自らの応募

いずれも下記提出書類に必要事項を記入し、添付書類(募集要項参照)を添えて持参または郵送してください。

提出書類 ア・イによる応募の場合 小郡市農業委員推薦申込書

ウによる応募の場合 応募申込書

※募集要項と推薦申込書・応募申込書は、窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

募集期間 2月5日(月)～3月5日(月)必着

※持参の場合、平日午前8時30分～午後5時

選考方法 小郡市農業委員候補者評価委員会を開催し、提出された申込書をもとに選考します。

応募状況を公表します

募集期間の中間と終了後に、市ホームページで応募状況を公表します。

応募いただいた内容のうち、氏名、年齢、職業、性別などは公表の対象ですので、ご注意ください。

中間公表予定日 2月20日(火)

高齢者・健康・障がいに関する3計画案の合同説明会を開催します

問 福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111 内線442 F 73-2555

現在、意見を募集している保健福祉分野の3計画案について、下記のとおり合同説明会を開催します。

それぞれの計画の概要や重点項目などを分かりやすく説明しますので、ぜひ説明会に参加いただき、計画案に対するご意見をお寄せください。※手話通訳あり

日時 2月10日(土)

午前10時～正午

会場 あすてらす会議室 3

定員 60人程度

※申込不要

説明する3計画

- ①第7期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)【介護保険課】
- ②第2次小郡市健康増進計画・第2次小郡市食育推進計画(案)【健康課】
- ③第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画(案)【福祉課】

生ごみ処理機の購入を補助します

予約 申請 生活環境課リサイクル推進係 ☎72-2111 内線153 (南別館 1 階)

市は、家庭用生ごみ処理機の購入に対し、補助を行っています。

対象

◆コンポスト容器

補助台数 1 世帯 2 個まで
補助金額 購入金額の半額
(1 個2,000円を上限)

◆EMボカシ容器

補助台数 1 世帯 2 個まで
補助金額 購入金額の半額
(1 個1,000円を上限)

◆電気式生ごみ処理機など

補助台数 1 世帯 1 機まで
補助金額 購入金額の半額
(1 台24,000円を上限)



手続の流れ

◆予約

生活環境課へ電話または窓口で予約
(予約後 1 か月以内に購入、申請を)



◆購入

販売店で購入領収書をもらう



◆申請

領収書、保証書(電気式のみ)、印鑑、
銀行口座番号の控え、住所のわかるもの
を持参し、生活環境課窓口で申請



◆決定

市から交付決定通知の送付後、補助金
が指定の口座に振り込まれる

注意

- ・対象は、平成30年 3 月までに購入したものに限りです
- ・購入の店舗、機種(メーカー)の指定はありません
- ・一度補助を受けると当該処理機で以後 4 年度は申請できません
- ・予算の範囲内で補助を行っているため、予約がない場合は受け付けられないことがあります

「小郡市暮らしの便利帳」を配布します

問 総務課広報統計係 ☎72-2111 内線243



市は、市役所での手続などの行政情報や観光・イベント情報などの地域情報をまとめた「小郡市暮らしの便利帳」を発行しています。

今回、改訂版を作成しましたので、全戸配布します。ぜひ、お手元に置いていただき、身近な情報源としてご活用ください。

- ・この冊子は、官民協同事業として、株式会社サイネックスと協働で発行しています。発行・配布にかかる経費は、市内外の多くの企業や団体からご協力いただき、この便利帳に掲載する広告収入で賄われています
- ・2 月末までに株式会社サイネックスが市内全世帯に配布(ポスト投函)します

※配布時期は地域ごとに異なります

- ・パソコンやスマートフォンから利用できる便利な電子書籍版は 3 月から閲覧できます

学童保育所入所説明会を行います

問各学童保育所

平成30年度の学童保育所入所説明会を、次の日程で開催します。入所を希望する人は、参加してください。

対象 小学校1～6年生
(小郡と三国は小学校1～3年生)

保育時間

○平日

放課後～午後5時

○夏・冬・春休み、学校の代休日

午前8時30分～午後5時

※午後7時まで延長保育あり

保育料 月額5,000円程度**休所日**

日祝日、8月13日～15日、

12月29日～1月3日

※保育時間や保育料は各学童保育所
により多少異なります

説明会日時・問合せ先 ※会場は各学童保育所

小学校区	日 時	電話番号
立 石	2月8日(木)／午後8時～	☎73-0122
味 坂	2月9日(金)／午後7時～	☎73-4298
御 原	2月16日(金)／午後7時～	☎72-0117
のぞみが丘	2月16日(金)／午後7時30分～	☎75-1835
東 野	2月16日(金)／午後7時30分～	☎72-6843
小 郡	2月18日(日)／午前10時～	☎73-4318
三 国	2月23日(金)／午後7時30分～	☎75-3620
大 原	2月24日(土)／午後7時30分～	☎73-4040

詳細は、入所予定の学童保育所に直接お問い合わせください。

平成30年度から市立小・中学校で
夏休みを平日3日間短縮します

問教務課教務係☎72-2111内線515

学習指導要領改訂に伴う、小学校の授業時間数増加への対応と市立小・中学校での教育活動の充実を図るため、平成30年度から、夏休みの平日3日間(8月末)を短縮します。3日間のうち、初日は午前中、2・3日目は給食ありの通常授業となります。※平成30年度は、8月29日から2学期が始まります
夏休みを3日間短縮することで、次のような効果が期待されます。

★授業時間増加への対応ができる

平成30年度から、小学校3・4年生「外国語活動」、5・6年生「外国語活動・外国語科」の授業時間数が増加します。増加した分の授業時間数を確保することができます。

★児童・生徒と教職員がふれあう時間を確保できる

教育活動を行うことができる期間を増やすことにより、児童・生徒との個人面談や教育相談などふれあう時間を確保することができます。

★個に応じた指導が充実できる

授業日数が増え、余裕ある時間割の編成をすることができるので、児童・生徒一人一人への個に応じた指導の時間を充実させることができます。

★教職員の時間外勤務の軽減につながる

授業日数が増えるため、校内諸業務にあてる時間が確保できるようになり、教職員の時間外勤務軽減につながります。



国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は 社会保険料控除の対象です

国民健康保険税
 国 収納課収納係
 ☎ 72-2111
 内線 132・133

介護保険料
 国 介護保険課介護保険係
 ☎ 72-2111 内線 452・453

後期高齢者医療保険料
 国 国保年金課医療・年金係
 ☎ 72-2111 内線 422・423

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は、所得税と市県民税の申告の際、社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除は、納税者が本人または生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に適用されます。

- ① **特別徴収(年金天引き)の場合**
特別徴収された本人にのみ適用されます。
- ② **普通徴収(納付書または口座振替)の場合**
保険税(料)を実際に支払った人に適用されます。

平成29年中(平成29年1月～12月)に納めた保険税(料)が対象となります。
 納付金額は下記の方法でご確認ください。

① **特別徴収(年金から天引き)**
公的年金等の源泉徴収票で確認
 年金保険者から送付済みです

源泉徴収票の「社会保険料の額欄」には、年金から天引きされた各保険税(料)の合計額が記載されています。

確定申告書の「社会保険の種類」の欄には「源泉徴収票のとおり」と記入してください。(まとめて記載ができます)

※障害年金、遺族年金受給者には、「公的年金等の源泉徴収票」は送付されません。納付額の確認が必要な人は、右記の各担当窓口へお問い合わせください

※年金から天引きされた保険税(料)に還付金がある場合は、源泉徴収票の社会保険料控除の額から、還付済金額を差し引いて申告してください

② **普通徴収**
(納付書または口座振替)
納付証明書で確認
 1月下旬ごろに、市の各担当課から送付しています

※証明書中の納付額は、納めた保険税(料)に還付金があった場合、還付済金額を差し引いた額を記載しています

▼公的年金等の源泉徴収票

▼申告書記載例

第一表	社会保険料控除	217,700
第二表	社会保険の種類 源泉徴収票のとおり	217,700
	社会保険料控除 合計	